容積率・建ペい率・高さ・斜線制限・地域区域指定 一覧表

◎都市計画区域の指定 平成元年6月1日 ☆線引き日 平成6年3月10日

防火·準防火地域 【都計法第8条第1項第5号】	2 2 条指定 【建基法第22条】	建築協定 【建基法第69条】	高度・高度利用・特定街地区 【都計法第9条関係】	景観条例	地区計画 【都計法第12条の4】	都市計画道路	その他の地区及び地域
なし	なし	なし	なし	美浦村:なし 茨城県:あり	あり	都市計画図参照	各々担当課にて確認

	容積率	建ぺい率	高さ制限	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影規制			
用途地域	【建基法第52条】	【建基法第53条】 建ぺい率	【建基法第55条】 第一種低層住居専用地 域又は第二種低層住居 専用地域内における建 築物の高さの限度	【建基法第56条 第1項第1号】 建築物の各部分の 高さ	【建基法第56条 第1項第2号】 建築物の各部分の高さ	【建基法第56条 第1項第3号】 建築物の各部分の高さ	1:制限を受ける建築物 敷地境界線から 敷地境界線から			
							2:平均地盤面からの高さ	水平距離が10m以内	水平距離が10m以上	
第1種低層 住居専用地域 (浜付近)	100%	50%	10m以下	1.25	摘要なし	5m+1.25	1:軒の高さが 7m以上 又は、階数が 3階以上 2: 1 .5m	3時間	2 時間	
第1種低層 住居専用地域 (浜以外)	80%	40%	10m以下	1.25	摘要なし	5m+1.25	1:軒の高さが 7m以上 又は、階数が 3階以上 2: 1 .5m	3時間	2 時間	
第2種中高層 住居専用地域	200%	60%	なし	1.25	20m+1.25	10m+1.25	1:高さが 10m以上 2: 4m	4 時間	2.5時間	
第2種住居地域	200%	60%	なし	1.25	20m+1.25	摘要なし	1:高さが 10m以上 2: 4m	5 時間	3時間	
工業専用地域	200%	60%	なし	1.5	31m+2.5	摘要なし	摘要なし			
市街化調整区域	200%	60%	10m以下	1.5	20m+1.25	摘要なし	摘要なし			

[※]① 開発・建築許可条件により制限が発生する。 ※② 用途地域の指定のない区域については、茨城県で定める。(平成16年4月8日茨城県告示第575号)